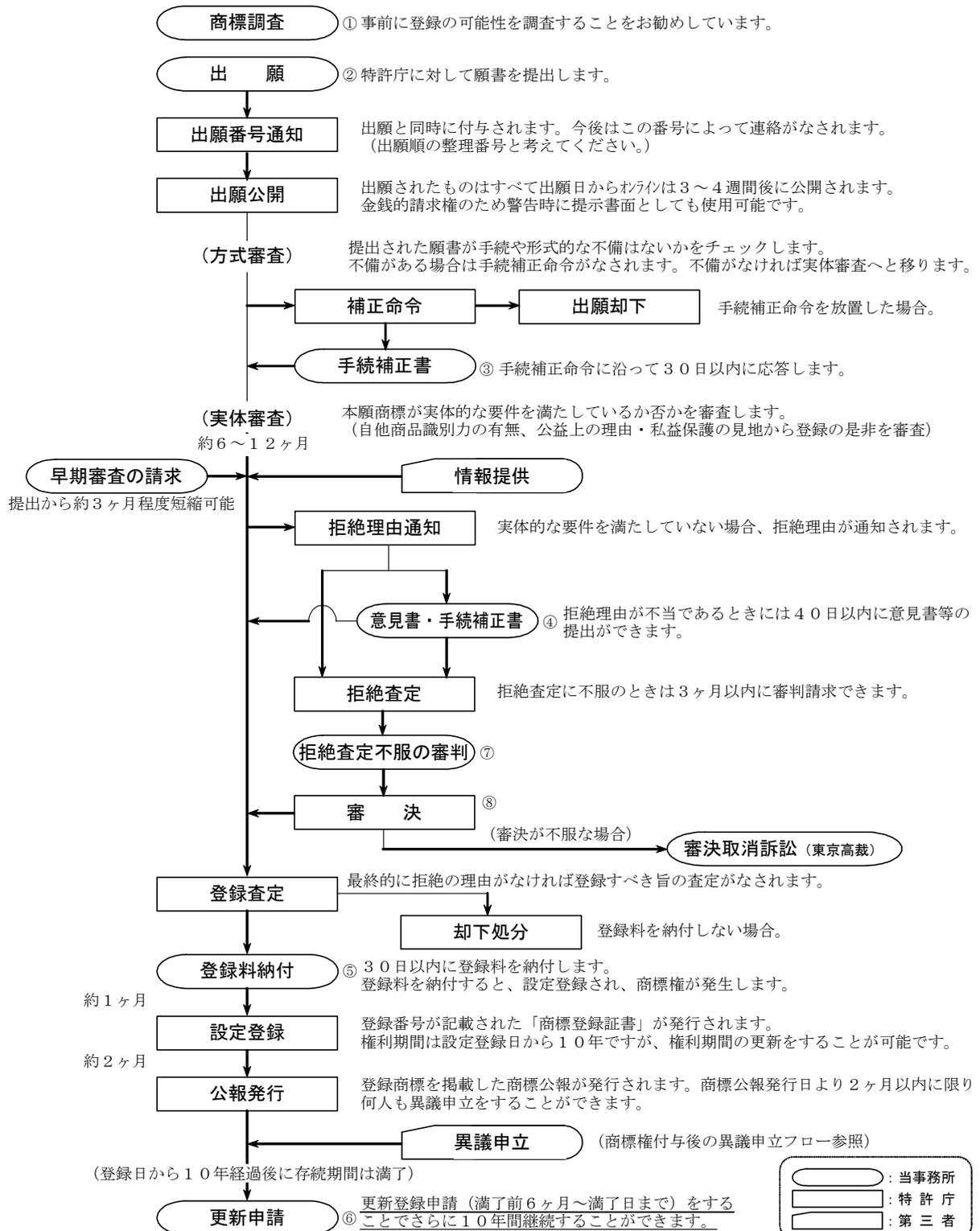


商標登録出願

商標とは、事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）です。商標には、文字、図形、記号、立体的形状やこれらを組み合わせたものなどのタイプがあります。また、平成27年4月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標についても、商標登録ができるようになりました。（特許庁HP）



費用のご案内

- ①調査費用
- 文字商標 : 21,600 円
図形商標 : 37,800 円 / 1 商標・1 類似群
(調査期間は、文字は1週間前後、図形は2週間前後です。)
- ②出願費用
- 特許印紙代 : 3,400 円 + (8,600 円 × 区分数)
手数料 : 64,800 円 + (2 区分目以降 45,360 円ずつ加算)
商標見本代 (立体商標見本代)
白黒写真 : 標準 32,400 円 (1 面 5,940 円 × 図面数)
カラー写真 : 標準 48,600 円 (1 面 9,180 円 × 図面数)
電子処理料 : 3,564 円
・標準文字の場合や商標見本片をご送付頂いた場合は、見本代はかかりません。
* 商標見本は、裏無地の用紙に商標を印刷したもの (鮮明ならコピーも可) で、原則 8cm (最大 15 cm) 平方以内。データも可。
- 【例】1 区分の出願の場合 : 80,364 円
(内訳 : 印紙代 12,000 円、手数料 64,800 円、電子処理料 3,564 円)
- ③中間手続
- 意見書手数料 : 59,400 円
補正書手数料 : 10,800 円
印書代 : 4,104 円 / 枚
電子処理料 : 8,640 円
早期審査に関する書類提出手数料 : 64,800 円以上
情報提供手数料 : 110,000 円以上
- ⑤登録料納付
- 特許印紙代 : 28,200 円 × 区分数
納付手数料 : 10,800 円 + (2 区分目以降 7,560 円ずつ加算)
謝金 (成功報酬) : 48,600 円 + (2 区分目以降 33,480 円ずつ加算)
* 上記印紙代は 10 年分の登録料納付の場合です。5 年分の分納もできます。その場合の印紙代は 16,400 円となりますが、5 年後に再度 16,400 円を納付することになります。
- 【例】1 区分の出願の場合 : 87,600 円 (出願費用との合計 : 167,964 円)
- ⑥更新申請
- 特許印紙代 : 38,800 円 × 区分数
手数料 : 51,840 円
電子処理料 : 2,052 円
* 上記印紙代は 10 年分の更新登録料納付の場合です。5 年分の分納もできます。その場合の印紙代は 22,600 円となりますが、5 年後に再度 22,600 円を納付することになります。
- ⑦拒絶査定不服審判
- 特許印紙代 : 15,000 円 + (40,000 円 × 区分数)
手数料 : 205,200 円 + (2 区分目以降 140,400 円ずつ加算)
印書代 : 4,104 円 / 枚
電子処理料 : 8,640 円
- ⑧原査定 (拒絶査定) 取消の審決
- 謝金 (成功報酬) : 205,200 円 + (2 区分目以降 140,400 円ずつ加算)

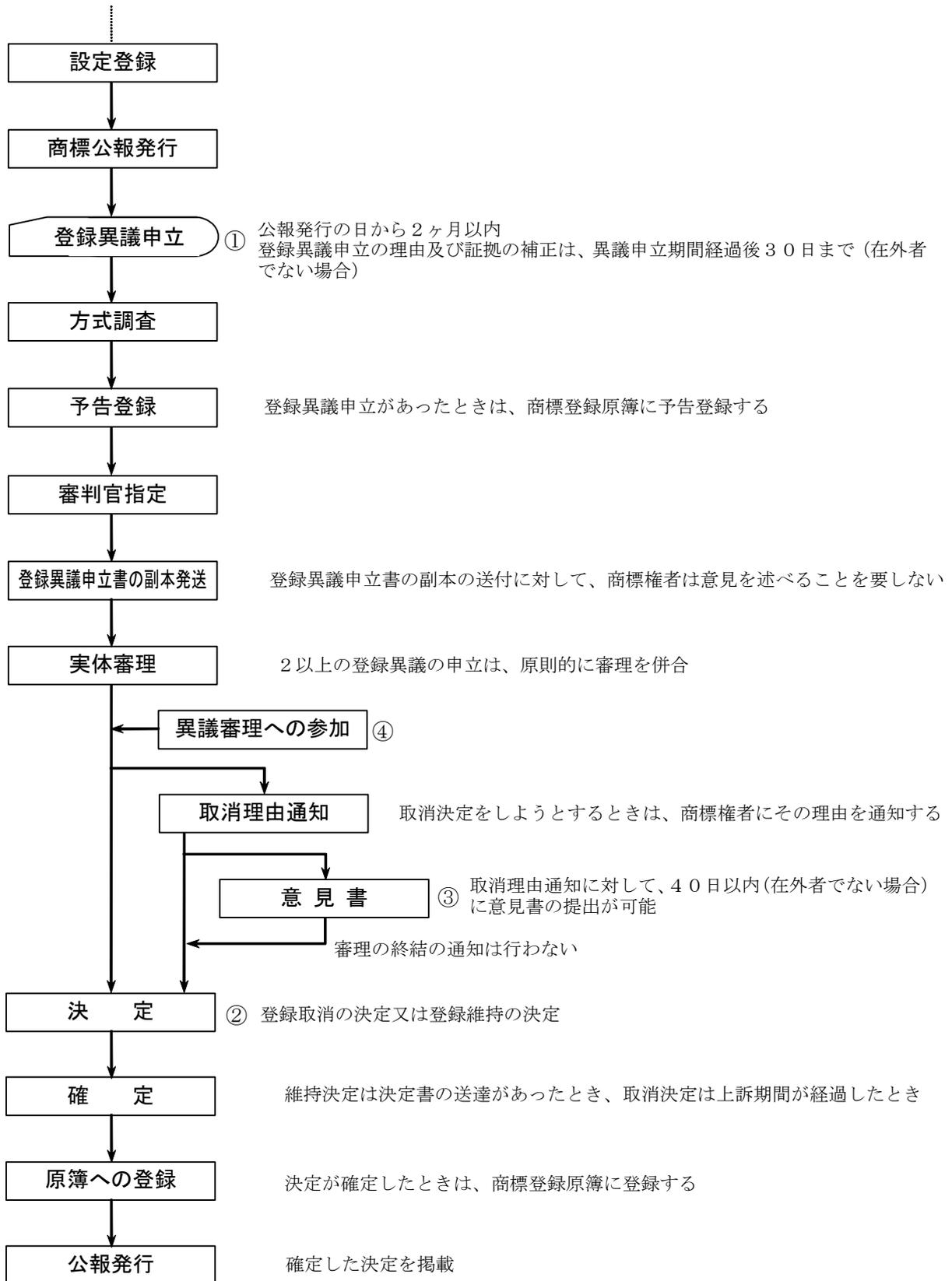
** 商品の書換について **

旧商品区分のもとで登録された商標権 (平成 4 年 3 月 31 日以前に出願した商標権) は現行区分に基づく商品区分及び指定商品に書き換えることになりました。

尚、上記費用には消費税が含まれています (特許印紙代を除く)。

料金は、今後改正される場合がありますので、ご了承下さい。

商標権付与後の異議申立



費用のご案内

申立人側の場合

①異議申立費用

手数料 1 区分目	237,600 円以上
2 区分目以降の 1 区分毎に加算する額	162,000 円以上
証拠数 2 件を超える 1 件増す毎に加算する額	5,940 円
印紙代	11,000 円
2 区分目以降の 1 区分毎に加算する額	8,000 円
印書代	4,104 円/枚
【弁駁書提出の場合】	
手数料	91,800 円以上
印書代	4,104 円/枚

②異議理由ありの決定時における費用

謝金（成功報酬） 1 区分目	237,600 円以上
2 区分目以降の 1 区分毎に加算する額	162,000 円

被申立人側の場合

①取消理由通知に対する意見書提出費用

手数料 1 区分目	237,600 円以上
2 区分目以降の 1 区分毎に加算する額	162,000 円
証拠数 2 件を超える 1 件増す毎に加算する額	5,940 円
印書代	4,104 円/枚
【第 2 意見書】	
手数料	91,800 円以上
印書代	4,104 円/枚

②異議理由なしの決定時における費用

謝金（成功報酬） 1 区分目	237,600 円以上
2 区分目以降の 1 区分毎に加算する額	162,000 円

④異議審理への参加費用

手数料	32,400 円
印紙代	3,300 円

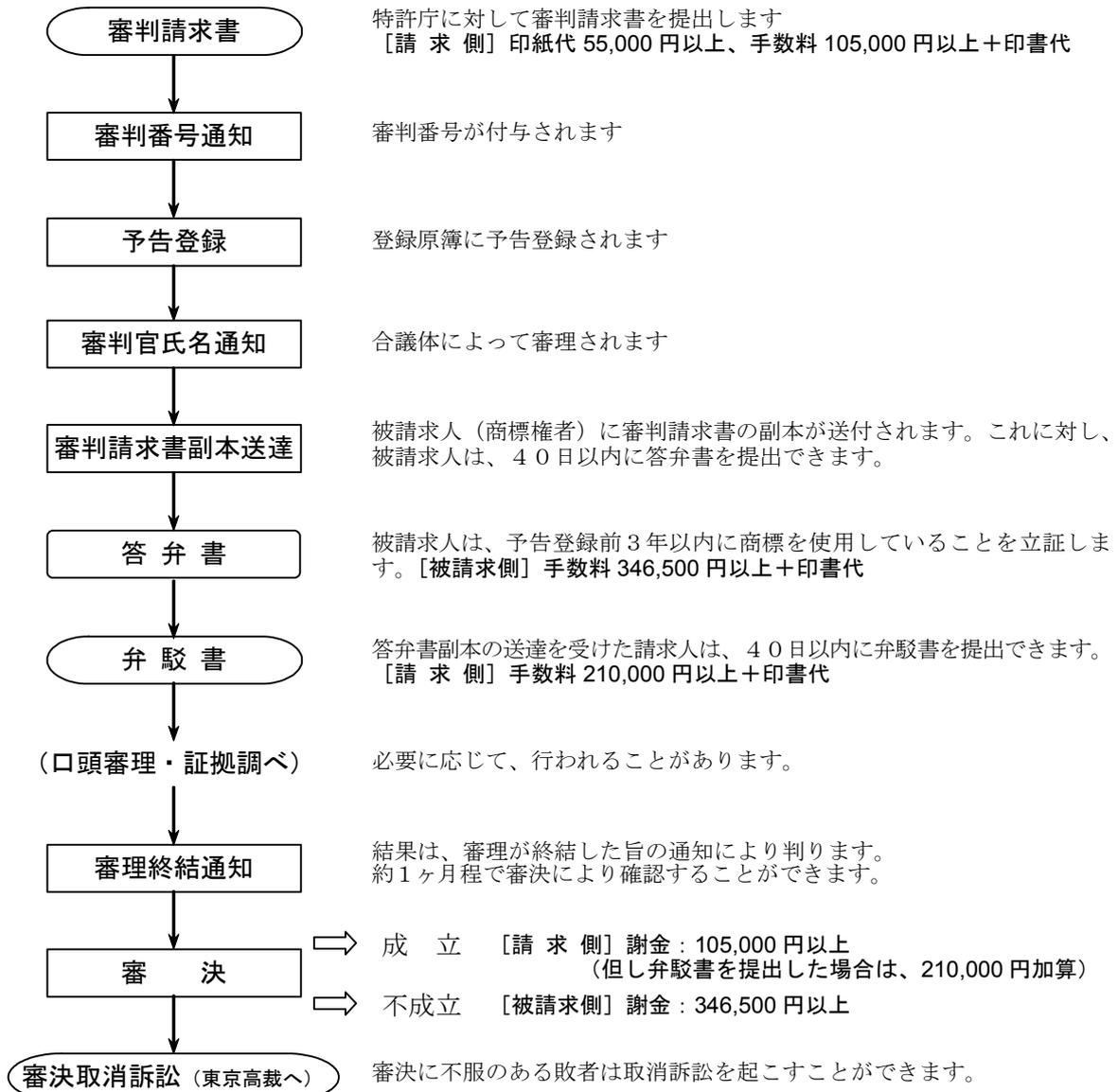
(他の手続きは権利者の手続きに準ずる)

尚、上記費用には消費税が含まれています(特許印紙代を除く)。
料金は、今後改正される場合がありますので、ご了承下さい。

商標権の不使用取消審判

ある登録商標が日本国内において3年以上、商標権者あるいは使用権者によって使用されていないときは、誰でも登録商標取消しの審判を請求することができます。

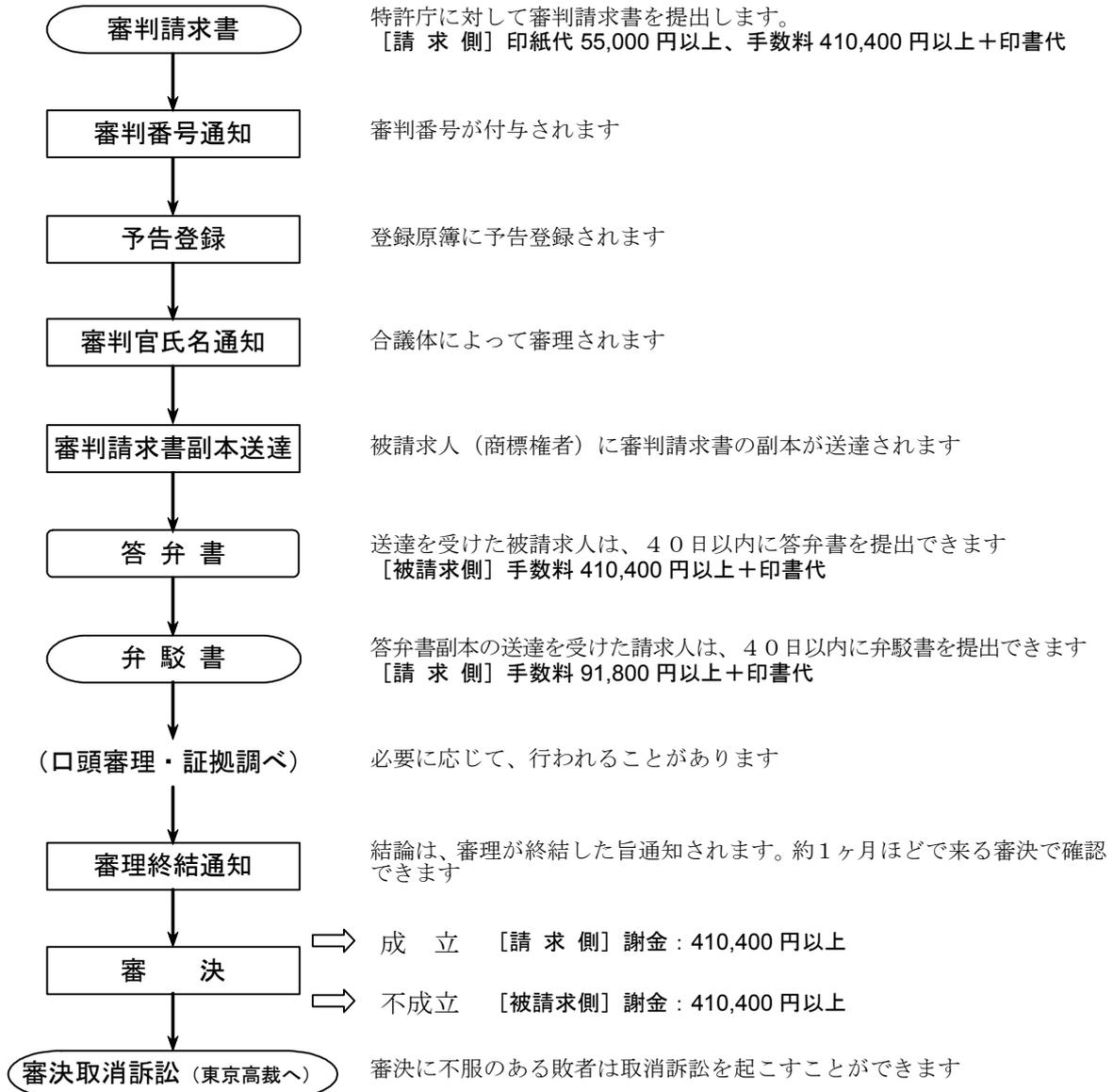
- * 登録日より3年が経過していなければ請求できません。
- * 被請求人（商標権者）は、その請求に係るいずれかの商品又は役務について、登録商標を請求の登録前3年以内に使用していることを証明しなければ、取消しは免れません。



尚、上記費用には消費税が含まれています（特許印紙代を除く）。
料金は、今後改正される場合がありますので、ご了承下さい。

商標登録の無効審判

登録商標の中には、商標の登録要件を具備していなかったり、登録を受けることができないものであったにもかかわらず登録されたものがごく稀にあります。このような登録商標を無効として、商標権を消滅させる手続きが無効審判です。これは、利害関係を有する者でなければ請求できません。



尚、上記費用には消費税が含まれています（特許印紙代を除く）。
料金は、今後改正される場合がありますので、ご了承下さい。